

富山県バスケットボール協会 規律委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、富山県バスケットボール協会（以下「県協会」という。）の正しい発展のために必要な事項を定める規律委員会を設置する。

(審議事項)

第2条 県協会は、登録チーム又は個人（選手、監督、コーチ、役員その他の関係者を含む）が、次の各号のいずれかに該当したとき、本条の定めるところにより、審議することができる。

- (1) バスケットボール競技規則に著しく違反したとき
- (2) 県協会の指示命令に従わなかったとき
- (3) 県協会の名誉または信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 県協会の秩序風紀を乱したとき
- (5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

(審議結果の処置)

第3条 罰則については、下記のとおりとすることができる。

- (1) 警告（厳重注意等）
- (2) 一定期間公式試合の出場停止
- (3) 無期限の公式試合の出場停止
- (4) 公的職務の一時的または永久的停止
- (5) 除名

(委員の構成)

第4条 会長、副会長、理事長、副理事長、監事、当該部門の担当理事をもって決定する。

附 則

この規程は、平成13年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。